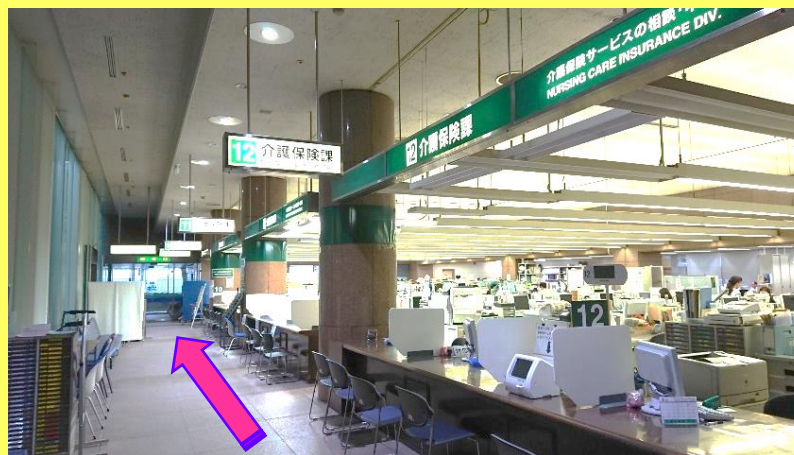




まえばし生活自立相談センターの支援について



まえばし生活自立相談センター



前橋市役所 1 階 10 番窓口



まえばし生活自立相談センター (運営：前橋市社会福祉協議会)

相談無料

秘密厳守

直通電話 027-898-6890・6891・6892



【職員体制 12名】

- 所長 1名
- 自立(家計)相談支援員 6名
- 就労支援員 1名
- 生活福祉資金相談員 4名

- 正規職員 4名＋嘱託職員8名
- 社会福祉士3名 ・ 介護福祉士2名 ・ 精神保健福祉士1名



まえばし生活自立相談センター リーフレット

経済的なお困りごとについて、**ひとりで悩まずに**
まずは **ご相談ください**

前橋市の相談支援員と一緒に考え、自立に向けたサポートを行います。

秘密厳守
相談無料

こんなことで困っていませんか？

- お金のやりくりに困った...
- 生活が心配... 短時間でも働きたい
- 借金で働けなくなった
- 早く働きたいけれど、なかなか仕事が見つからない
- 失業して、家賃が払えなくなりそう
- 家族のことで悩んでいる

まえばし生活自立相談センター
 (前橋市社会福祉協議会が前橋市から委託運営しています)

T 371 - 8801
 前橋市大字町2-12-1 前橋市役所1階 社会福祉課内
 受付時間：月～金 8時30分～17時15分
 (祝祭日・年末年始を除く)
 電話：027-898-6890・6891・6892
 Eメール：soudan@mae-shakyo.or.jp

前橋市における生活困窮者自立支援制度

本人の状況に応じた支援(市)

- 包括的な相談支援**
 - ◆自立相談支援事業 (まえばし生活自立相談センター)
 - 就労支援も含め、一人ひとりに合った寄り添い支援
 - 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
 - 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成
 - 地域ネットワークの強化・社会資源の連携など地域づくりも行う
- 居住確保支援**
 - ◆住居確保給付金の支給
 離職などにより住居を失った人や失うおそれのある人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃等支援を支給します。生活の安定と自立を促すため、就職に向けた支援を行います。
- 就労支援**
 - ◆就労準備支援事業
 「社会との関わりが不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な人に、チャレンジセンターまえばしにおいて6か月から1年までの就、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労後援の提供を行います。
 - ◆就労訓練事業 (いわゆる「中期的就労」)
 直ちに一般就労することが困難な人のために、その人に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を行います。
 - ◆ハローワークと連携した就労支援
 一般就労に向けた準備が一定程度整っているものの、就職活動してもなかなか採用に至らないといった人に対し、ハローワークの担当ナビゲーターがキャリアカウンセリングや履歴書の作成指導など、一人ひとりの状況に応じて支援します。
- 家計再建支援**
 - ◆家計改善支援事業
 家計状況を「見える化」して根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や法テラス等関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付制度の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。
- 子どもの学習支援**
 - ◆生活困窮世帯等の子どもの学習支援
 生活困窮世帯及び生活困窮世帯の中学生の高等学校進学に向けて、学習支援や、就学費に際しての情報提供などを実施します。
- その他の支援**
 - ◆関係機関・他制度による支援
 - ◆民生委員・ボランティアなどによる支援
 - ◆まえばしフードバンク事業
 - ◆生活福祉資金貸付事業

自立に向けて一人ひとりに合った支援を行います。

※生活困窮者自立支援法に規定する支援(◆)のほかにもさまざまな支援(○)があります。



様々な事情から生活困窮状態にある方に対して、自立（解決）に向けて相談者と相談員が一緒に考え、関係機関と連携しながら支援する相談窓口です。



生活困窮者自立支援法の理念

生活困窮者自立支援制度ホームページ(厚生労働省) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html> より

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

(1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。

(2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。

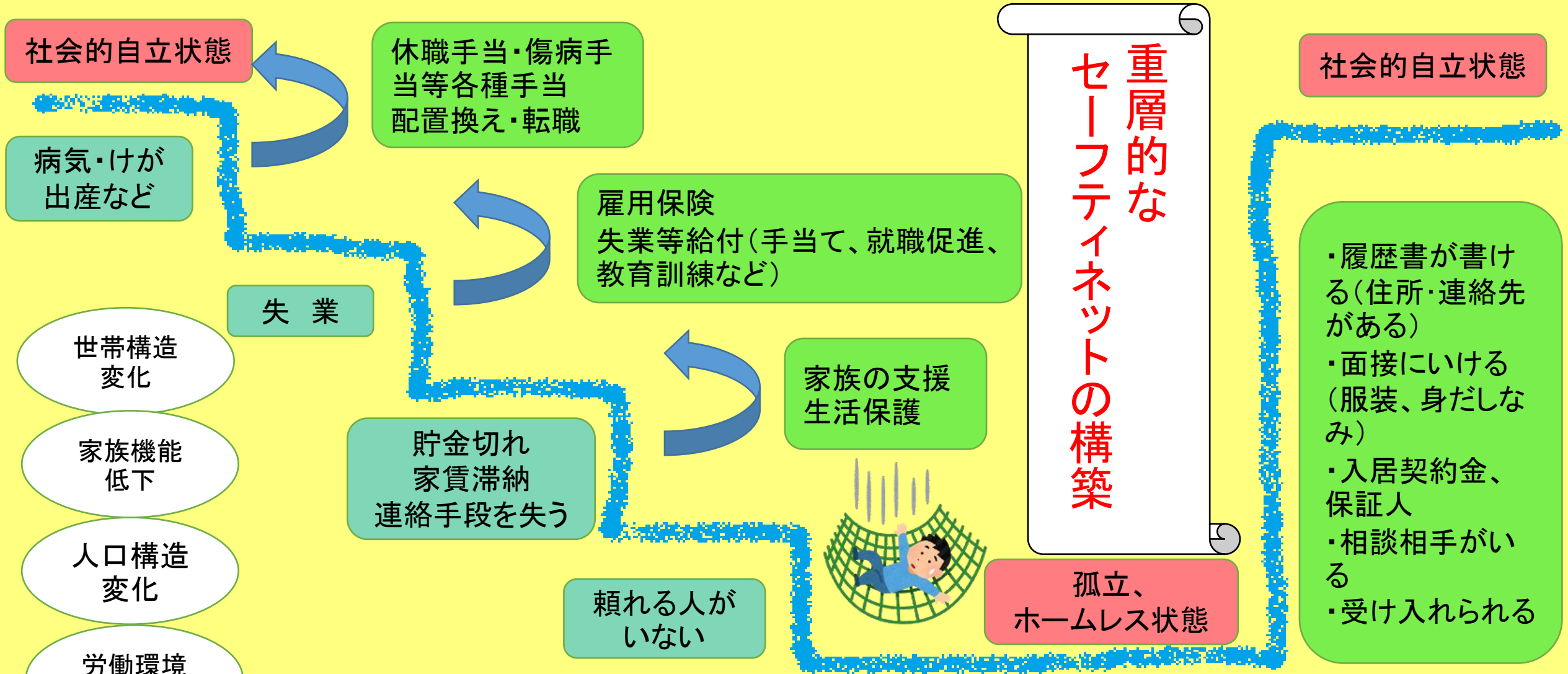
(3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。

(4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。

(5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。



制度創設の社会的背景と制度の意義・目的



こんな相談を受けています

【お金のこと】

- ◆家賃が払えず家を追い出されてしまう
- ◆電気やガス、水道料金を滞納している
- ◆借金の返済が多く生活ができない
- ◆税金滞納している、差し押さえられた
- ◆お金が足りない、お金を借りたい など



【仕事のこと】

- ◆失業してしまい、どうしていいか分からない
- ◆働く意欲はあるけど、自信がない
- ◆ずっと家にいたから社会に出るのが不安
- ◆仕事が見つからない、就けない、続かない
など



【こころと体のこと】

- ◆病気で働けず収入がない
- ◆入院費用が払えない
- ◆お金がなくて医者にかかれない
- ◆病気のことをまわりに理解してもらえないなど



【家庭やその他のこと】

- ◆ 食べるものがない
- ◆ ホームレス状態で住むところがない
- ◆ 子どもの進学費用が工面できない
- ◆ 年金を家族にとられてしまい生活できない
- ◆ 近所に困窮して心配な人がいる

など



相談者の特徴

- 家計管理（収支把握）ができていない
- 追い詰められていて物事を整理して考えられない、うつ傾向、健康状態よくない
- コミュニケーションが苦手で自尊心が低い
- 社会から孤立している、助けてくれる人や相談相手がない など



困りごとの内容は人それぞれ。だから・・・

困りごとの解決に向かって一緒に寄り添って進みます。



例えばこんな支援策

【収入を増やす】

◇就労・増収に向けた支援

(相談・情報提供・履歴書作成支援・面接練習・就労準備支援)

◇住居確保給付金の支給 (支給要件あり)

◇社会保障制度 (年金、手当等) の支給

申請もれなど確認

など



【支出を整理する・抑える】

◇家計改善支援

- 家計の収支バランスを確認し、無駄な支出を減らす（家計表の作成）
 - 費用の減額や免除制度の確認
 - 契約プラン等の見直し
 - 債務整理の検討
- など



【支出を整理してもなおライフラインや税金の支払いのために、支出の削減が必要な時など】

◇食糧支援（フードバンクまえばし）の利用

- 実施主体は前橋市、申請窓口は自立相談センター
- 食糧支援は緊急的な支援
- 支援期間は原則3ヶ月



【利用できる制度、機関、サービスはないか】

- ◇市民を支える制度や活動は多くの分野でたくさん用意されています。
- ◇あらゆる資産や社会資源を活用して、それでもなお自立が難しく、保護が必要な場合は生活保護制度に繋がります。



解決に向けて専門機関、関係者と連携・ 協力をします。

ハローワーク

就労関連事業所

医療機関

年金事務所

法テラス

フードバンク

児童相談所

福祉事務所

障害福祉関係窓口

女性相談所

社会福祉協議会

学校等

ライフイン事業者

警察署

弁護士

地域包括支援センター

税金相談窓口

消費生活センター

ケアマネージャー

民生委員児童委員



人には相談しにくいお金の困りごと。

相談しにくいからこそ、
事態が差し迫るまで
ひとりで抱え込んで
しまいがちです。



人に話すことで、不安でいっぱい
頭の中が整理できる
こともあります。



困りごとを整理して、解決に向けて自ら
動き出す、そのお手伝いをするのが
まえばし生活自立相談センターです。
お気軽にご相談ください。





ご清聴ありがとうございました

